

浜松市新病院建設構想策定支援業務委託に関する企画提案書募集要領

(趣旨)

第 1 条 本市では、新病院建設に向け、具体的な診療機能、施設・設備、システム等の整備方法について検討し、浜松市新病院建設構想（以下、「建設構想」という。）を策定する。この業務の遂行にあたっては、医療制度や医療環境の動向、病院経営、病院建設等に関する専門的視点を有するコンサルタントの支援が必要である。そこで、建設構想策定のためのコンサルタント業務を委託する先として最適な事業者を選定するために今回の募集を実施する。

(評価方法)

第 2 条 市長は、本業務委託の受託について一定の条件を満たす提案者を公募し、当該業務委託に係る実施体制、企画提案等に関する資料（以下「企画提案書」という。）の提出を受け、ヒアリングを実施した上で、企画提案書の審査及び評価を行い、当該業務委託の履行に最も適した者を特定するものとする。

2 市長は、企画提案書を募集し、その特定を行おうとするときは、あらかじめ評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準その他必要な事項を、健康福祉部業務委託契約等検討会議（以下「検討会議」という。）において審議するものとする。

3 市長は、企画提案書の特定を行うため、別に定めるところにより選定委員会を設置することができる。この場合、検討会議は前項の評価方法に関する審議を選定委員会に行わせることができる。

(提案資格)

第 3 条 市長は、企画提案書の提案資格の確認を行おうとするときは、次の各号に定める事項を、当該募集に係る提案資格として定めるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 20 年制定）の規定による入札参加停止期間措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (5) 募集の趣旨に鑑み、病院建築に係る基本構想策定等につき、十分な経験・実績を有し、本業務の実施に当たって十分なサポートの体制を整えることができる者であること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(実施の公表)

第 4 条 市長は、企画提案書の募集にあたり、次に掲げる事項についての公告をし、本市ホームページ及びその他の方法により公表するものとする。

- (1) 予定業務委託内容及び履行期限
- (2) 提案者の資格
- (3) 企画提案書を特定するための評価基準
- (4) 担当部署
- (5) 企画提案書提出意向申出書提出の期限、場所及び方法
- (6) 企画提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) その他市長が必要と認める事項

(参加表明手続)

第 5 条 企画提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、企画提案書提出意向申出書（以下「意向申出書」という。）及び必要書類を市長に提出しなければならない。

(意向申出者の提案資格の確認等)

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第 3 条の規定に基づく提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 市長は、提案資格を満たさないことを確認した者については、提案者としてはならない。

(提案要請者の選定)

第 7 条 市長は、第 6 条第 1 項により提案資格が認められた者に対し、あらかじめ定めた基準に基づき事前評価を行い、基準を満たした者（以下「提案要請者」という。）についてのみ、企画提案書及びヒアリングの評価を行うものとする。

(提案資格確認等の通知)

第 8 条 市長は、意向申出者に対し、公告において指定する日までに、提案資格の確認の結果及び提案要請者の選定の結果を書面により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を、企画提案書の提出を要請しない者に対しては、企画提案書の提出を要請しない旨及びその理由を記載するものとする。

3 第 1 項により提案資格が認められなかった旨又は企画提案書の提出を要請されなかった旨の通知を受けた者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(企画提案書の特定)

第 9 条 市長は、検討会議において企画提案書及びヒアリングの内容の審査及び評価を行い、業務の遂行に最も適した企画提案書を特定するものとする。ただし、第 2 条第 2 項

の規定に基づき選定委員会を設置した場合は、検討会議は選定委員会が行った審査及び評価の審議結果を踏まえ企画提案書を特定するものとする。

- 2 前項の特定にあつては、第2条第1項によりあらかじめ定めた評価方法により行わなければならない。
- 3 市長は、前項の審査結果に基づき、特定された企画提案書を提出した者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面により通知するものとする。
- 4 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、それぞれ特定された理由及び特定されなかった理由を付すものとする。
- 5 第3項の非特定の通知を受けた者は、市長に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
- 6 特定者に対して、当該業務委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。特定者側からの内容の変更は原則として認めないものとする。

（提案資格の喪失等）

第10条 当該募集において提案資格を有することについて、次のいずれかに該当するときは、当該募集に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された企画提案書は無効とする。

- (1) 意向申出書の提出期限から企画提案書の特定の日までに停止措置を受けた者
- (2) 意向申出書及び企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

- 2 前項の場合において、市長は、当該提案者に対し、その募集に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。